

## 第 56 回 福島支部評議会の概要報告

### 1. 開催日時

平成 30 年 10 月 18 日 (木) 14 : 00 ~ 15 : 20

### 2. 開催場所

NBF ユニックスビル 8 階第 1 会議室

### 3. 出席者

【評 議 員】 五十嵐評議員、吉川評議員、白石評議員、野地評議員、  
藤原評議員 (議長)、渡邊武評議員、渡邊泰夫評議員 (五十音順)

### 4. 議題

- (1) 平成 29 年度主たる事業の報告
- (2) 平成 30 年度上期の福島支部事業の進捗について
- (3) 平成 31 年度保険料率について
- (4) その他

### 5. 議事概要

#### 【定足数について】

事務局より評議会には評議員 9 名中 7 名が出席、全国健康保険協会評議会規程第 6 条により、「本評議会は有効に成立する」旨の報告があった。

#### 【議題について】

事務局より資料に基づき説明が行われ、議長が各評議員に質問・意見を求めたところ、以下の議事のとおりとなった。

## (1) 平成 29 年度主たる事業の報告

意見等特になし。

## (2) 平成 30 年度上期の福島支部事業の進捗について

- 評 議 員 返納金債権について、支部から電話催告を行うにあたり、相手方から詐欺と疑われるようなトラブルが生じることは無いのか。
- 事 務 局 電話催告の前に、納付書や文書の送付による催告を実施しており、対象者は協会けんぽからの返納金債権について発生理由も含め認識していると思われるため、そのようなトラブルは発生していない。
- 評 議 員 高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合の KPI はなぜ金額ベースではなく、件数ベースで算出するのか。
- 事 務 局 金額ベースで計算した場合、一部の加入者の高額な医療費による影響を受けやすい。そのため、限度額適用認定証の普及状況を表す指標としては、件数ベースで算出するほうが妥当であると考えます。
- 評 議 員 被扶養者資格の再確認業務の KPI は事業所数ベースでよろしいか。
- 事 務 局 KPI を被扶養者数にしてしまうと、被扶養者数が多い大規模事業所の影響を受けやすいため、事業所数ベースとなっている。なお、平成 29 年度は事業所数ベースで提出率が約 90%、被扶養者数ベースでは約 94%となっている。
- 評 議 員 福島支部では保健指導を推進するにあたり、保健師のマンパワーが不足しているとのことだが、支部として対策等は講じているのか。
- 事 務 局 支部としては、保健指導を推進するにあたり、健診機関にて健診当日に保健指導を受けていただくことが最も効率的であると考えます。そのため、今後 3 年で県内すべての健診機関と保健指導の契約も併せて締結することを考えている。健診当日の保健指導の推進は、事業所や加

入者にとっても、後日改めて保健指導の時間を確保する負担がなくなるため、加入者サービスにも繋がると考える。また、他にも、保健指導の外部委託業者を積極的に活用する等、マンパワー不足の解消に努めているところである。

### (3) 平成 31 年度保険料率について

#### 論点 1 「平均保険料率」

評 議 員 最近、赤字の健康保険組合が解散して協会けんぽへ異動するケースが多いようだが、協会けんぽの保険料率への影響はあるのか。

事 務 局 平成 29 年度データより、協会けんぽから健康保険組合等へ異動した事業所の平均標準報酬月額が 370 千円、反対に健康保険組合等から協会けんぽへ異動した事業所の平均標準報酬月額は 293 千円となっている。これは、平均標準報酬月額が高い事業所が流出し、低い事業所が流入しているということであり、協会けんぽの財政面で見ればマイナスの影響になると思われる。

評 議 員 本部の 5 年収支見通しについて、でたらめな数字というつもりはないが、これだけの時代の変化が速い中で、どこまで信頼できるものなのか疑問である。事業主の立場からいえば、保険料率は中長期的という不確定なものよりも、単年度の現実的な数字で議論すべきであり、下げられるときは下げるべきものとする。

評 議 員 国庫補助の役割は医療保険者ごとの保険料率のアンバランスを調整するものであると考える。しかしながら、現状、国庫補助がある状態でも協会けんぽの平均保険料率は健康保険組合の平均保険料率よりも高い水準にある。現在の財政的に余裕がある状態ならば、保険料の負担の公平性という観点から、健康保険組合の平均保険料率程度まで下げても問題ないといえるのではないかと考える。

- 評 議 員 他の評議員と同様に、財政的に余裕があり、下げられるとき下げるべきであるという考えではあるが、一方で中小企業の立場から見れば、保険料率は10%が限界であり、将来的に10%を超えて欲しくない。
- 評 議 員 保険料率は単年度収支で考える方が加入者・事業主側の理解が得やすいのではないか。これだけの黒字でなおかつ必要以上に準備金が積みあがっている状態ならば、保険料率は下げるべきである。
- 評 議 員 現行の制度では、協会けんぽの準備金は、年金積立金とは異なり、運用することができないとのことだが、企業の経営者から見れば、非常に勿体ないと感じる。
- 評 議 員 健康保険料率と経済は可処分所得という観点からみれば密接な関わりを持っている。そのため、保険料率の議論を進めるにあたっては、来年予定されている消費税の増税も考慮したうえで議論を進めていただきたい。

## 論点2 「都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置」

激変緩和率は1.4/10 ずつの引き上げで異論はなし。

## 論点3 「保険料率の変更時期」

変更時期は平成31年4月納付分（3月分）からで異論なし。